

全建事発第 046 号  
令和 2 年 6 月 18 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤男  
〔 公 印 省 略 〕

建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について（第 4 報）  
（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 5 月 22 日付の全建事発第 032 号において、建築士定期講習等については、新型コロナウイルス感染症に伴い、本年 6 月末まで実施を控えるよう国土交通省から各登録講習機関等宛に通知を行った旨の連絡をしたところです。

7 月以降の建築士定期講習等の実施については、講習受講者、講師及び職員への感染拡大防止に万全を期したうえで実施するように、国土交通省から各登録講習機関等宛に別添のとおり、通知した旨の連絡がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

（担当）事業部 平井

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

各建築士関係団体等の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長  
(公印省略)

建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について（第4報）

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

「建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について（第4報）（令和2年5月21日付国住指第476号）」により、6月末まで建築士定期講習の実施を控えること等を要請するとともに、7月以降の建築士定期講習等の実施については新型コロナウイルス感染症の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて検討し、通知するとしていました。

貴団体におかれましては、下記の通り貴団体所属の事業者及び建築士に周知していただきますようお願いいたします。

#### 記

別添1のとおり、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2に規定する建築士定期講習に係る登録講習機関に対し、7月以降の建築士定期講習の実施について、講習受講者、講師及び職員への感染拡大防止に万全を期したうえで実施するよう通知しています。

また、同法第24条第2項に規定する管理建築士講習に係る登録講習機関に対しても、建築士定期講習と同様に、感染防止対策の徹底を図ったうえで実施するよう通知しています。

新型コロナウイルス感染症対策に係る感染拡大防止に起因する理由により、建築士法第22条の2に定められた建築士定期講習に係る責務を果たせなくなるケースについては、一級建築士及び構造設計一級建築士並びに設備設計一級建築士に係る建築士法第10条の規定の取扱いを柔軟に行う予定としており、また、別添2のとおり二級・木造建築士についても同様の取扱いを都道府県に依頼しています。

これら要請及び上述の建築士法上の取扱いに関する考え方について、貴団体所属の事業者及び建築士に周知していただきますようお願いいたします。

以上

**【問合せ先】**

国土交通省住宅局建築指導課 田伏、北川  
TEL : 03-5253-8513